

- ①新標準貨物自動車利用運送(引越)約款の掲示が必要です。
- ②解約手数料又は延期手数料の対象に料金(積込み、取卸し、搬出、搬入、荷造り及び開梱に要するものに限る。)が加わったことから、運賃及び料金の変更届出が必要です。

平成30年6月1日以降

新標準貨物自動車利用
運送(引越)約款を使用する

必要な作業

- ①改正告示後の新標準貨物自動車利用運送(引越)約款を営業所に掲示する
- ②運賃及び料金の変更届出を行う

(その他:従前から独自の約款を使用している場合)

○独自の約款の変更を行う場合については①認可申請、②運賃及び料金の届出、③約款の掲示が必要